

中国語話者のための日本語教育研究会 規約

2010年5月15日制定

2023年4月1日改定

第1条 【会の名称】

本会は、「中国語話者のための日本語教育研究会」と称する。

第2条 【目的】

本会は、中国語母語話者に対する日本語教育に寄与することを目的とする。

第3条 【活動内容】

会の目的を遂行するため、以下に掲げる活動を行う。

年2回、研究会を行う。

研究の成果を研究会編集の研究会誌にまとめて年1回出版する。

第4条 【組織】

本会の最高議決機関として、全会員をもって構成する総会をおく。また、実務執行機関として幹事会をおく。幹事会は、代表幹事、副代表幹事、編集委員長、大会委員長、事務局長をもって構成する。

2. 幹事は、会員の中から選挙により選出する。

3. 幹事の任期は3年とし、再任は可とする。

4. 幹事会を構成する役員のうち、代表幹事は幹事間の互選により選出する。代表幹事の任期は最長2期までとする。

5. 代表幹事は幹事の中から、副代表幹事、編集委員長、大会委員長、事務局長を選任する。

副代表幹事は代表幹事を補佐し、必要に応じて代表幹事を代行する。

6. 本会の運営を所管するものとして、編集委員会、大会委員会と事務局を設ける。

7. 編集委員の選出は編集委員長の責任下において行い、大会委員の選出は大会委員長の責任下において行う。また、事務局員は事務局長が任命する。

8. 事務局の設置場所は、幹事会において決定する。

9. 代表幹事を退任したものや長年幹事を歴任したものは顧問に就任することができる。顧問は代表幹事の諮問に応ずる。

第5条 【会員】

入会を希望するものは、その旨を事務局に伝える。

2. 会員には、大会で発表すること、研究会誌に投稿することがその権利として認められる。

3. 会員は、毎年度、当該年度の研究会誌を購入しなければならない。

第6条 【事務局】

事務局は、日中言語文化出版社内におく。

〒531-0074 大阪府大阪市北区本庄東2丁目13番21号 日中言語文化出版社

第7条 【総会】

本会は、年1回定期総会を開催する。総会での議決は多数決によるものとする。

第8条 【規約の変更】

本会の規約の変更は、幹事会の発議により、総会での議決によるものとする。

附則

本会の設立年月日は2010年5月15日とする。